（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく申請等に係る特例）

第十四条　次に掲げる法令の規定に基づく申請等を情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第四条第二項の規定は、適用しない。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）

三　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）

四　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）

2　前項に規定する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。

（委任）

第十五条　この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。

［削る］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）

［新設］

（委任）

第九条　この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。

別表

［略］

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第四十号）

三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十五号）

四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十六号）

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第四項の送付に要する費用の納付方法を定める省令の一部改正）

第三条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第四項の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条の送付に要する費用の納付方法を定める省令の一部改正）

第四条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

（行政不服審査法施行規則の一部改正）

第五条　行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第三条第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

第五条中「第二条（第一項第二号を除く。）及び」を削り、同条の表第二条第一項の項及び第二条第二項の項を削る。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第六条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の二中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

（行政書士法施行規則の一部改正）

第七条　行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、同項第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改める。

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第八条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第八条第一項」を「第十三条第一項」に改める。